

ID: 177

担当部署: 地域整備課

処分の概要	社会福祉法人等の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町営住宅条例 第46条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第46条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第46条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長の定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日